

乙第19号証

令和元年11月8日

入国者収容所東日本入国管理センター所長 殿

渉外調整官 法務事務官 秋永大輔

トルコ人 [REDACTED] D E N I Z による不服の申出（31-4）に対する
判定結果の告知について（報告）

本職が行った標記について、下記のとおりその詳細を報告します。

記

1 告知日時及び場所

日時：平成31年2月4日 14時10分～14時19分

場所：3寮A処遇室

2 告知内容

不服申出人（以下「申出人」という。）に対して判定書を提示しつつ、申出人の主張全てが「理由あり」となったものではないと前置きした上で、申出人記載の不服申出書、及び平成31年2月28日に申出人と面接して確認した事項の「1」から「6」の順に、それぞれ入国警備官による違法又は不当な行為があったか否かについて、以下のとおり説明した。

(1) 1（カメラ撮影が遅れ、その間に入国警備官（HC570）から暴行を受けたこと）について

入国警備官らは、申出人に対し処遇室への移動を指示した当初からハンディーカメラを用意していたが、当初は、申出人の自主的な移動を促していたもので、申出人がその指示に素直に従えば、強制的に移動させる必要はなく、撮影する必要もなかったのであって、このような事情からすれば、撮影開始が多少遅れたとしても、やむを得ない面がある。一般的に撮影開始が遅れたり鮮明に撮影できなかっただとしても、そのことをもって、直ちに違法又は不当とまではいえない。

また、入国警備官（HC570）の暴行の事実は認められなかった。

(2) 2（入国警備官（HC570）が手袋を付けていなかったこと）について
仮に、手袋を全くしていなかったとしても違法・不当とはいえない。

(3) 3（入国警備官（HC570）が、親指で申出人の首を押し続けたこと）について

申出人が後ろ手に手錠をされており、かつ、入国警備官が多数いる中で、（本職が自身の左手親指で自身の首の左側部分を押しながら）このようにして申出人に苦痛を与える行為は、違法とまではいえないものの、不当な行為と認められる。よって、「理由あり」判定となった。

(4) 4（HC570以外の入国警備官が申出人の鼻と口を押さえたこと）について

カメラ映像を何度も見たが、入国警備官が、約10秒間、申出人の鼻と口を同時に押さえた状態は確認できなかった。

- (5) 5 (入国警備官 (H C 5 7 0) が、「ごめんなさい」と言いながらも申出人の腕を後ろに上げて苦痛を与えたこと)について

上記(3)と同様の状況で、(本職が自身の両手を後ろで組み、それを上にあげつつ頭を少し下げるような様子を示しながら)このようにして申出人に苦痛を与える行為は、違法とまではいえないものの、不当な行為と認められる。よって、「理由あり」判定となった。

- (6) 6 (入国警備官 (H C 5 7 0) が、カメラ撮影がされていなかったことを承知していたにもかかわらず、申出人に嘘の説明をしたこと)について

上記(1)のとおり、ハンディーカメラは最初から用意されていた。また映像を見るなどしても、入国警備官が嘘を述べた事実はない。

説明後、上記(3)及び(5)の「理由あり」の行為について、不当な行為があつたものとして本職が申出人に対し謝罪し、当所として再発防止に努める旨説明した。

3 申出人の反応

申出人は、「理由あり」とならなかつた上記2(1), (2), (4)及び(6)について特に触れることなく、「理由あり」となつた上記2(3)及び(5)について、「ありがとうございます。今後このようなことがないように改善してもらえばいいのです。」と述べ、判定書を受領した。

また、本職が法務大臣への異議申出について説明したところ、申出人は、判定書を両手で掲げて他人に見せるようなしぐさをしながら、「結果をこのように見せびらかしたくて不服申出をしたわけではありません。」旨述べ、異議申出書を受領しなかつた。

以上